

令和元年度

定例監査結果報告書

西予市監査委員

西予監発第 45 号  
令和 2 年 3 月 23 日

西予市長 管 家 一 夫 殿

西予市監査委員 正 司 哲 浩  
同 兵 頭 学

令和元年度定例監査結果報告の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による令和元年度定例監査を実施し、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を別紙のとおり決定したので提出する。

なお、同条第 12 項の規定により、当該監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を通知されたい。

# 目 次

|    |                         |    |
|----|-------------------------|----|
| 第1 | 監査の概要                   | 1  |
| 1  | 監査の対象課・事務局の選定及び期間、事情聴取日 | 1  |
| 2  | 監査の目的と範囲                | 2  |
| 3  | 監査の実施内容                 | 3  |
| 4  | 監査の実施期間                 | 3  |
| 第2 | 監査の結果・意見                | 3  |
| 1  | 監査結果の概要                 | 4  |
| 2  | 監査対象課別の監査結果             | 4  |
|    | 総務企画部 税務課               | 4  |
|    | 総務企画部 復興支援課             | 5  |
|    | 産業部 林業課                 | 5  |
|    | 建設部 上下水道課               | 6  |
|    | 医療介護部 西予市民病院事務局         | 7  |
|    | 明浜支所 生活福祉課              | 7  |
|    | 三瓶支所 産業建設課              | 8  |
|    | 教育部 学校教育課               | 9  |
|    | 教育委員会 城川教育課             | 9  |
|    | 議会事務局                   | 10 |

# 令和元年度定例監査結果報告

## 第1 監査の概要

### 1 監査の対象課・事務局の選定及び期間、事情聴取日

#### (1) 監査の対象課・事務局の選定

監査の対象は、公平性を期す観点から、原則としてすべての課・事務局を対象に2年一巡で選定した。

#### (2) 期間、事情聴取日

選定した課・事務局（以下「監査対象課」という。）が所管する令和元年度の事務事業を監査の対象とし、表のとおり監査対象期間及び事情聴取日を定めて実施した。

| 監査対象課          | 監査対象期間                      | 事情聴取日      |
|----------------|-----------------------------|------------|
| 総務企画部<br>危機管理課 | 平成31年4月1日から<br>令和元年11月30日まで | 令和元年12月25日 |
| 総務企画部<br>税務課   | 平成31年4月1日から<br>令和元年11月30日まで | 令和2年1月10日  |
| 総務企画部<br>財政課   | 平成31年4月1日から<br>令和元年8月31日まで  | 令和元年9月25日  |
| 総務企画部<br>復興支援課 | 平成31年4月1日から<br>令和元年12月31日まで | 令和2年1月27日  |
| 生活福祉部<br>市民課   | 平成31年4月1日から<br>令和元年11月30日まで | 令和2年1月10日  |
| 産業部<br>農業水産課   | 平成31年4月1日から<br>令和元年9月30日まで  | 令和元年10月21日 |
| 産業部<br>林業課     | 平成31年4月1日から<br>令和元年9月30日まで  | 令和元年10月21日 |
| 建設部<br>上下水道課   | 平成31年4月1日から<br>令和元年10月31日まで | 令和元年11月27日 |

| 監査対象課              | 監査対象期間                      | 事情聴取日      |
|--------------------|-----------------------------|------------|
| 医療介護部<br>西予市民病院事務局 | 平成31年4月1日から<br>令和元年10月31日まで | 令和元年11月19日 |
| 消防本部<br>消防総務課・防災課  | 平成31年4月1日から<br>令和元年12月31日まで | 令和2年1月20日  |
| 明浜支所<br>総務課        | 平成31年4月1日から<br>令和元年10月31日まで | 令和元年12月4日  |
| 明浜支所<br>生活福祉課      | 平成31年4月1日から<br>令和元年10月31日まで | 令和元年12月4日  |
| 野村支所<br>総務課        | 平成31年4月1日から<br>令和元年8月31日まで  | 令和元年10月7日  |
| 野村支所<br>生活福祉課      | 平成31年4月1日から<br>令和元年8月31日まで  | 令和元年10月7日  |
| 城川支所<br>総務課        | 平成31年4月1日から<br>令和元年8月31日まで  | 令和元年9月18日  |
| 三瓶支所<br>生活福祉課      | 平成31年4月1日から<br>令和元年11月30日まで | 令和元年12月17日 |
| 三瓶支所<br>産業建設課      | 平成31年4月1日から<br>令和元年11月30日まで | 令和元年12月17日 |
| 教育部<br>教育総務課       | 平成31年4月1日から<br>令和元年9月30日まで  | 令和元年11月11日 |
| 教育部<br>学校教育課       | 平成31年4月1日から<br>令和元年9月30日まで  | 令和元年11月11日 |
| 教育委員会<br>城川教育課     | 平成31年4月1日から<br>令和元年8月31日まで  | 令和元年9月18日  |
| 議会事務局              | 平成31年4月1日から<br>令和元年9月30日まで  | 令和元年10月25日 |

## 2 監査の目的と範囲

### (1) 目的

監査対象課が保有する書類等を軸にして、収入・支出、契約、財産管理等の財務が適正に執行されているか、行政事務が法令等に適合しているか、事業が経済的、効率的、効果的に行われていることの検証を目的とした。

## (2) 範囲

原則として監査の範囲は、事業管理、予算執行、現金取扱い、歳入収納、備品購入、管理・業務委託、工事、負担金・補助金・交付金及び財産管理とした。

## 3 監査の実施内容

### (1) 監査資料の収集

監査に当たっては、あらかじめ監査対象課に、上記 2 (2) の各状況に関する書類（以下「監査対象資料」という。）の提出を求めた。

また、必要に応じて内部情報システムの電子データも参照した。

### (2) 事務局員チェック

監査対象資料について、事務補助職員（以下「事務局員」という。）が、実施計画で定めた着眼点に基づいてチェックを行った。

### (3) 監査委員監査

ア 事務局員チェックの結果を踏まえ、監査対象資料の内容（問題点）を確認した。

イ 詳細確認が必要と判断した事項については監査対象課の関係職員から聴取を行い、事務の執行が適正かつ効率的に行われているかについて監査を実施した。

## 4 監査の実施期間

令和元年 9 月 4 日から令和 2 年 1 月 27 日

## 第 2 監査の結果・意見

監査の結果、事務処理において改善を要するものについては、内容に応じ、次のとおり区分した。

「指摘事項」… 事務処理等が著しく適切を欠くものなど、措置（改善）通知を求めるもの。

「注意事項」… 指摘事項には至らないが早急に事務処理の適正化が必要と認められるもの。

なお、軽微な事項については記載を省略し、その都度監査対象課に注意を喚起し、改善するよう指導した。

## 1 監査結果の概要

### (1) 指摘事項（6件）（※ 報告書に記載した件数）

- ・ 契約事務について、適正な事務手続を求めたもの（2件）
- ・ 補助金の交付について、適正な事務手続を求めたもの（1件）
- ・ 伺書の作成について、指摘したもの（3件）
  - 〔 うち、伺書の省略によるもの（1件）  
伺書の記載内容・作成時期に不備があるもの（2件） 〕

### (2) 注意事項（7件）（※ (1)と同じ）

- ・ 契約事務について、注意したもの（4件）
  - 〔 うち、契約手続きに関するもの（3件）  
契約内容の履行に関するもの（1件） 〕
- ・ 伺書の省略について注意したもの（2件）
- ・ 現金出納簿の記帳について、注意したもの（1件）

## 2 監査対象課別の監査結果

### 総務企画部 税務課

（監査実施期間：令和元年12月20日～令和2年1月10日）

#### (1) 指摘事項

なし

#### (2) 注意事項

##### ア 伺書の作成について

《現 状》

固定資産評価事務において、鑑定委託の必要性及び委託先の選定方法についての伺書を作成しないまま、管理用地課へ委託先の選定を依頼していた。

《意 見》

随意契約の締結に当たり、管理用地課の委託先選定の審査会において、随意契約とする理由（妥当性）等についても審査されているが、その前提として、業務委託の必要性や管理用地課へ委託先選定を依頼する必要性を明らかにする伺書を作成し、適切な事務処理に努められたい。

## イ 契約手続について

### 《現 状》

eLTAX サービス利用契約において変更契約を締結した際、付随する覚書の変更が行われていなかった。

### 《意 見》

契約内容の変更を行う場合は、付随する書類についても十分に確認・検討を行い、変更手続きに漏れのないよう細心の注意を払われたい。

## 総務企画部 復興支援課

(監査実施期間：令和2年1月14日～同年1月27日)

### (1) 指摘事項

#### 契約手続について

##### 《現 状》

追悼式祭壇製作委託契約において、当初予算議決前に徴取した見積書を基に契約額を決定し、契約を締結していた。

##### 《意 見》

随意契約において、当初予算議決前の徴取は地方自治法第232条の3（支出負担行為）の規定の趣旨に照らし認められないと解されている。また、管理用地課の平成31年3月14日付け事務連絡「年度開始前の見積書の徴取及び契約事務について」にも反しているため、地方自治法及び内部通知に従って適切に対応されたい。

### (2) 注意事項

なし

## 産業部 林業課

(監査実施期間：令和元年10月4日～同年10月21日)

### (1) 指摘事項

#### 補助金の交付手続について

##### 《現 状》

西予市産材木造住宅建設促進事業費補助金の交付手続において、事業実施要領の第2では、西予市産材木造住宅は西予市産材を「別表に掲げる主要部材にその体積の70パーセント以上使用」とあるが、事

業計画(実績)書、建築証明書及び検査復命書では主要部材以外を含めた使用率が用いられているものがあった。

また、事業実施要領の第7では「当該年度内において、補助金交付決定通知前に着工する場合には、指令前着工届(様式第5号)に建設又は購入契約書の写しを添付して市長に届け出るものとする。」とあるが、届け出がなく、一部については前年度に着工しているものがあった。

《意見》

補助金の交付に当たっては、交付要綱に基づいた手続を遵守し、申請者に対する指導及び書類審査を着実に実施されたい。

また、実務上交付要綱に基づいた手続が不可能な部分は、交付要綱の見直しも視野に入れ、今後、このようなことが起こらないよう適切に対処されたい。

## (2) 注意事項

なし

## 建設部上下水道課

(監査実施期間：令和元年11月12日～同年11月27日)

### (1) 指摘事項

なし

### (2) 注意事項

契約内容の履行について

《現状》

明石浄水場ろ過膜モジュール薬品洗浄委託業務契約書の第11条第2項において、照査技術者は「管理技術者を兼ねることができない」と規定されているが、業者から提出された「管理技術者、照査技術者について(通知)」には、管理技術者、照査技術者とも同一の氏名が記載されていた。

また、宇和給水区域修理業務委託契約において、契約書第5条に規定されている「修理に従事する者」の報告が口頭で行われ、書面での提出がなかった。

《意見》

提出書類の受理に当たっては、契約内容に沿ったものになっているか、書類の内容を十分にチェックして不備が起こらないよう努められたい。

また、契約業者に対しては、契約書の条項に従って契約事項を履行するよう指導を徹底されたい。

## 医療介護部西予市民病院事務局

(監査実施期間：令和元年11月5日～同年11月19日)

### (1) 指摘事項

なし

### (2) 注意事項

#### 契約手続について

##### 《現 状》

医療廃棄物の収集運搬処理の委託契約において、契約者が実施できない一部の業務について、競争見積に参加していない別の業者と契約を締結していた。

また、市と収集運搬分業者二社との三者で締結した契約書において、分業者二社ともに該当する条項でありながら、条文の内容が一社のみとなっていたり、契約書に「別紙に示す」と記載されながら、別紙が添付されていないなど、契約書の記載内容に不備が見られた。

##### 《意 見》

競争見積を実施して委託契約を締結する際は、業務の実施が可能な業者を参加させ、参加者のうちから契約者を選定するなど、契約規則に従って適切に対応されたい。

また、契約書の作成に当たっては、事前に記載内容を十分に審議し、遺漏のないよう努められたい。

## 明浜支所 生活福祉課

(監査実施期間：令和元年11月19日～同年12月4日)

### (1) 指摘事項

なし

### (2) 注意事項

#### 現金の取扱いについて

##### 《現 状》

公民館・出張所から集金し持ち帰った粗大ごみ処理手数料が現金出納簿に記帳されていなかった。

また、出張所・公民館の現金出納簿には、生活福祉課を通して入金されている現金の摘要欄に、一部「総務課税務係集金」「総務課税務係へ」と記帳され、不適切なものが見受けられた。

《意見》

公民館等から持ち帰った現金は、現金出納帳に記載し、その後、出納窓口に納入するのが基本である。

また、摘要欄についても実際の現金の流れに沿って記帳すべきである。現金管理の重要性を認識し、現金出納簿の正確な記帳に努められたい。

### 三瓶支所 産業建設課

(監査実施期間：令和元年12月2日～同年12月17日)

#### (1) 指摘事項

##### 伺書の作成について

《現状》

福島展望台（あらパーク）施設内の下刈業務委託の契約締結において、契約金額が契約書又は請書の作成限度額以下であることから、第1回目と第4回目の作業委託に係る伺書の作成を省略していた。

《意見》

契約の締結に当たっては、契約金額が契約書又は請書の作成限度額以下であっても、伺書の作成は省略することなく、事務決裁規程に従って適切に対処されたい。

#### (2) 注意事項

##### 伺書の作成について

《現状》

県営畑地帯総合整備事業費償還金事業及び団体営土地改良事業費償還金事業について、過去の年度に土地改良区への補助金交付決定の決裁が完了していたことから、補助金の支出に係る伺書の作成を省略していた。

《意見》

過去に交付決定の決裁が完了している補助金であっても、市が単年度決算であることに鑑み、支出命令書作成前に、補助金を支出する年度における予算の裏付けや支出の根拠となる交付決定内容を記載した伺書を作成し、補助金の支出及びその金額を明瞭にすべきである。

## 教育部 学校教育課

(監査実施期間：令和元年 10 月 30 日～同年 11 月 11 日)

### (1) 指摘事項

#### 契約手続について

##### 《現 状》

市内小中学校児童・生徒及び教職員の検診検査事業委託契約において、当初予算議決前に徴取した見積書を基に契約額を決定し、契約を締結していた。

##### 《意 見》

復興支援課の(1)《意 見》のとおり (5 ページ)

### (2) 注意事項

なし

## 教育委員会 城川教育課

(監査実施期間：令和元年 9 月 4 日～同年 9 月 18 日)

### (1) 指摘事項

#### 伺書の作成について

##### 《現 状》

(ア) 西予市城川遊子川地区・土居地区・高川地区各グラウンド維持清掃委託業務の随意契約締結の伺書が前年度に起案されていた。

(イ) 同委託業務は、随意契約を締結しているが、契約時の伺書に随意契約の理由及び見積書省略の理由を記載していなかった。

##### 《意 見》

(ア) 上記の行為は、地方自治法第 208 条(会計年度及びその独立の原則)及び第 232 条の 3 (支出負担行為) の規定の趣旨に照らし認められないと解されている。また、監理用地課の通知、平成 31 年 3 月 14 日付け事務連絡「年度開始前の見積書の徴取及び契約事務について」にも反しているため、地方自治法及び内部通知に従って適切に対応されたい。

(イ) 随意契約の締結に当たっては、随意契約とする理由及び根拠の他、その他例外適用(見積書の省略)理由及び根拠を記載した伺書を作成する必要がある。起案文書記載要領を参考に、適切に

対処されたい。

(2) 注意事項

なし

## 議会事務局

(監査実施期間：令和元年 10 月 11 日～同年 10 月 25 日)

(1) 指摘事項

伺書の作成について

《現 状》

西予市議会会議システム、西予市議会グループウェアの継続契約において、前年度に契約締結の伺書が起案されていた。

《意 見》

城川教育課の(1)《意 見》(ア)のとおり(9ページ)

(2) 注意事項

契約手続について

《現 状》

市議会会議録作成支援システムの継続契約において、契約金額が 50 万円を超えていたにもかかわらず、契約書を作成しないで、請書を提出させていた。

《意 見》

契約の締結に当たり、契約書の作成を省略できるのは、西予市契約規則第 33 条に該当する場合である。契約事務の公正性、透明性の確保の観点からも、契約規則に従って適正に処理されたい。